

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
海底地震常時観測システム中継所受信装置 保守点検 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	NECネットエスアイ株式会社 東京都港区芝浦三丁目9番14号	6010001135680	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	—	11,000,000	—		
空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	—	24,200,000	—		
空港気象ドップラーライダー装置定期点検等 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	三菱電機株式会社 東京都港区芝大門一丁目1番30号	1140001078509	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	—	44,550,000	—		
八丈島航空気象観測所観測業務請負 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	八丈島空港ターミナルビル株式会社 東京都八丈島八丈町大賀郷2839-2	9010001131314	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	—	8,822,000	—		
新島・神津島・三宅島航空気象観測所観測業務請負 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	東京都港湾局 東京都新宿区西新宿2-8-1	8000020130001	航空気象観測所は、観測業務を地方公共団体等に委託して行うための施設で、その空港に関する航空気象業務を基地空港の気象官署で行うことのできる空港に設置している。 これに基づき新島空港、神津島空港及び三宅島空港に航空気象観測所が設置され、東京都と当台との間の請負契約により、新島は昭和62年7月2日、神津島は平成4年7月1日、三宅島は平成18年6月1日より業務が開始されている。 観測業務を的確に運用するため、同空港の設置管理者として、航空機の運航の安全を図り、空港の運用管理を行っている東京都港湾局以外に本業務を行える者はいない。 以上のことから会計法第29条の3第4項に該当する。	—	18,167,000	—		
福井航空気象観測所観測業務請負 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.1	福井県 福井県福井市大手3-17-1	4000020180009	航空気象観測所は、観測業務を地方公共団体等に委託して行うための施設で、その空港に関する航空気象業務を基地空港の気象官署で行うことのできる空港に設置している。 これに基づき福井空港に航空気象観測所が設置され、福井県と当台との間で福井航空気象観測所の運用に関する協定(平成18年12月25日)の締結を行い、平成19年3月1日から業務が実施されている。 観測業務を的確に運用するため、同空港の設置管理者として、航空機の運航の安全を図り、空港の運用管理を行っている福井県以外に本業務を行える者はいない。 以上のことから会計法第29条の3第4項に該当する。	—	3,327,000	—		
成田航空地方気象台 空港気象ドップラーライダー装置特殊消耗品の購入 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 濱田 修 東京管区気象台 東京都清瀬市中清戸3-235	R8.4.7	三菱電機株式会社 東京都港区芝大門一丁目1番30号	1140001078509	必要とする技術を有する者が同社以外にないとして、公募手続きを行ったところ、同社以外の応募がなかったことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	—	8,727,000	—		